

三条市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

〈計画期間〉平成30年度～平成32年度

概要版



平成30年3月
三 条 市

1 計画策定の基本的な考え方

●計画策定の趣旨

団塊の世代が平成37年度には75歳に、後期高齢者人口は平成42年度まで増加

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加

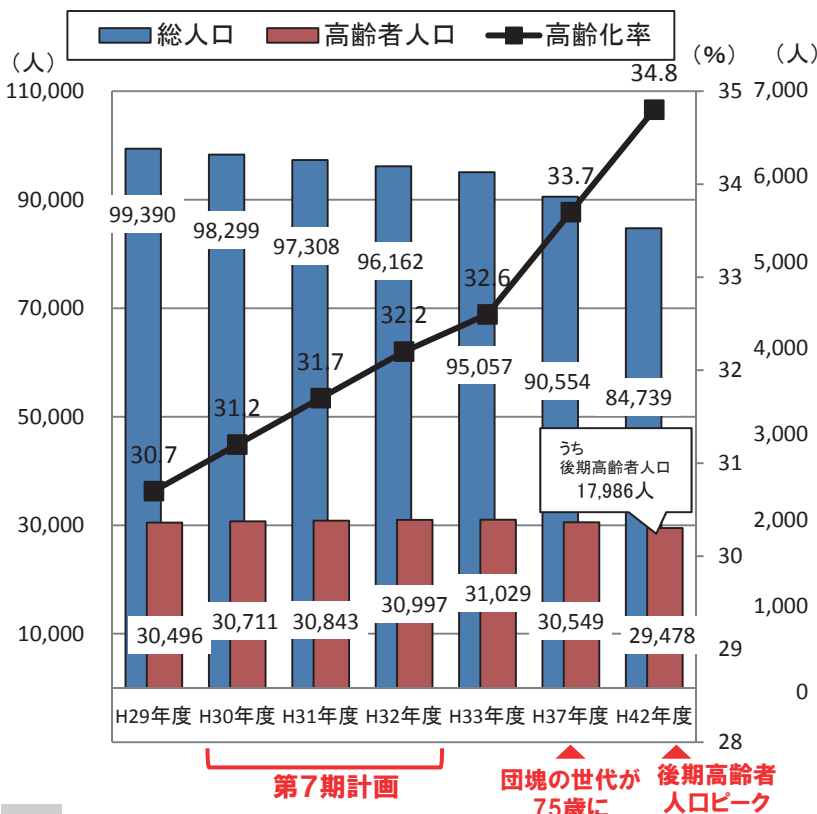
約6割の高齢者は介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることを希望

高齢者の人口動態等を踏まえ、長期的な視点に立った計画的な施設整備を進めるとともに、「地域包括ケアシステム」構築の推進により、在宅生活を維持できる環境づくりを推進していくことが必要です。

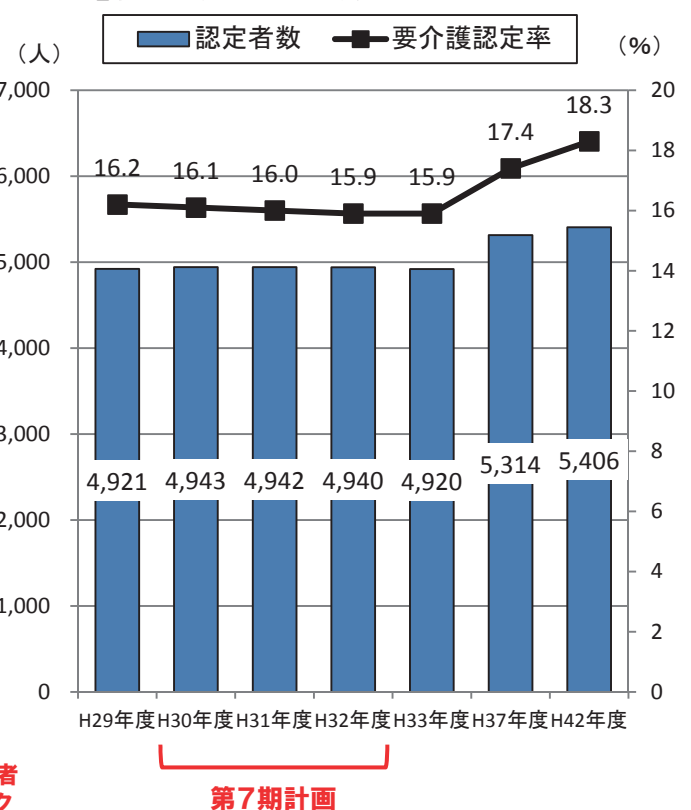
高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、後期高齢者人口がピークとなる平成42年度を見据え、第6期計画で構築してきた医療と介護、生活支援が安定的に提供される「地域包括ケアシステム」の考えを引き継ぎ、その基盤の拡充に向けて、在宅医療・介護連携等の取組を更に推進していきます。

本計画は、高齢者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防の充実及び自立支援・重度化防止の推進や、高齢者とその家族に関わる障がいや生活困窮など、様々な分野にわたる生活課題を解決する地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくための計画として策定しました。

【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定者数の将来推計】



目指す姿

生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

基本目標

施策の展開

1 地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの推進体制の強化

- (1) 地域包括ケアシステム推進のための拠点の整備
- (2) 障がい・生活困窮分野との協働した支援ネットワークの構築
- (3) 地域包括支援センターの機能強化

2 在宅医療・介護の連携を図るための体制強化

- (1) ICTを活用した医療・介護情報共有ネットワークの拡充
- (2) 圏域単位の多職種連携の強化
- (3) 入退院に係る病院と地域との切れ目のない支援のための仕組みづくり
- (4) 市民への啓発の強化

3 住民主体の生活支援体制の整備

- (1) 通いの場を通じた支え合い関係づくりの推進
- (2) 意欲のある高齢者が生活支援の担い手として活躍できる環境整備
- (3) 地域に合った生活支援体制の強化

4 介護予防の充実及び自立支援・重度化防止の推進

- (1) 外出機会や社会参画機会の拡大
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (3) 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実
- (4) 専門的知見を活用した介護予防事業の充実
- (5) 医療・介護データの分析に基づく効果的な取組の研究

5 認知症施策の推進

- (1) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等の提供
- (2) 認知症の方の介護者への支援の充実
- (3) 認知症に対する理解促進による見守り体制の構築
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 高齢者虐待の防止

6 安定した介護保険サービスの充実

- (1) 介護保険サービスの拡充
- (2) 介護給付等適正化の推進
- (3) 在宅介護を支援するサービスの充実

日常生活圏域については、大島中学校区が2つの圏域に分割されていること、また、今後地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、地域住民の一体感を更に深めて行く必要があることから、大島中学校区を大島圏域に再編し、「6圏域」を日常生活圏域として設定しました。

| 日常生活圏域 | |
|--------|----------------|
| 嵐北圏域 | 第二中学校区、第三中学校区 |
| 嵐南圏域 | 第一中学校区、本成寺中学校区 |
| 井栗大崎圏域 | 第四中学校区、大崎中学校区 |
| 大島圏域 | 大島中学校区 |
| 栄圏域 | 栄中学校区 |
| 下田圏域 | 下田中学校区 |

※ 日常生活圏域は、中学校区域を基本としています。



基本目標 1

地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの推進体制の強化

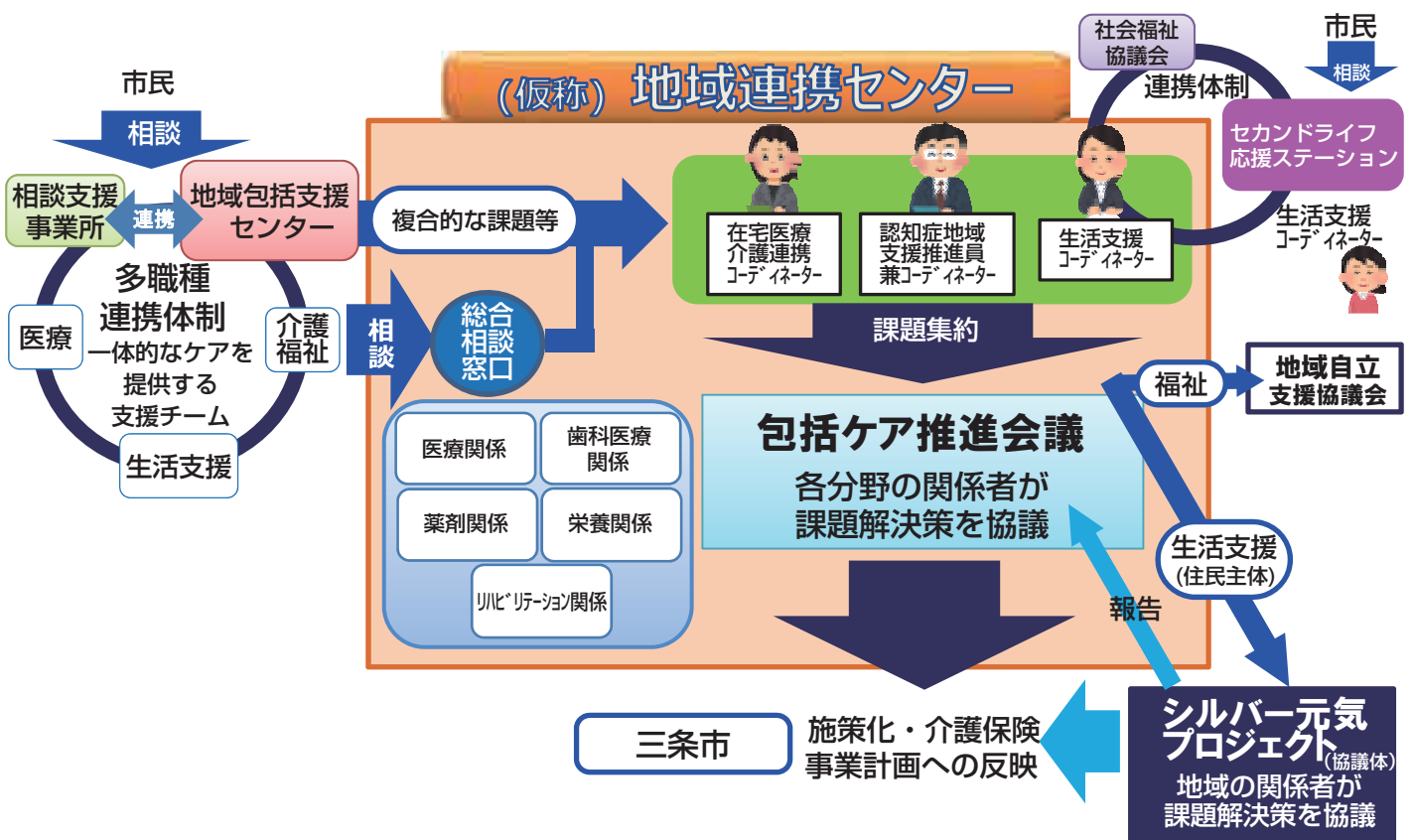
支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するための推進体制の更なる強化を図ります。

また、その推進に当たり、住民が地域づくりに主体的に取り組む体制づくりや、多様で複合的な課題の相談を受け、適切な支援につなぐ体制づくりを進め、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築します。

1 地域包括ケアシステム推進のための拠点の整備

地域包括ケアシステムを推進するため、医療や介護、生活支援の分野の総合調整を担う「（仮称）地域連携センター」を整備し、様々な課題の集約や解決策の協議を行い施策に反映します。

また、新たに生活支援コーディネーターを配置し、包括的な支援体制を構築します。



2 障がい・生活困窮分野との協働した支援ネットワークの構築

多様で複合的な課題に包括的に対応するため、医療や介護、生活支援に加え、障がい福祉や生活困窮支援の分野等とも協働した多職種による支援ネットワークの構築を図ります。

3 地域包括支援センターの機能強化

圏域単位の地域包括ケアシステムの構築を更に推進するため、地域包括支援センターの人員配置など、その体制を強化し、高齢者の多様な相談に対応するための様々な分野の支援関係者との連携の促進や、介護予防のためのケアマネジメントの強化、地域の実情に合わせた住民同士の支え合いの関係づくりなどを推進します。

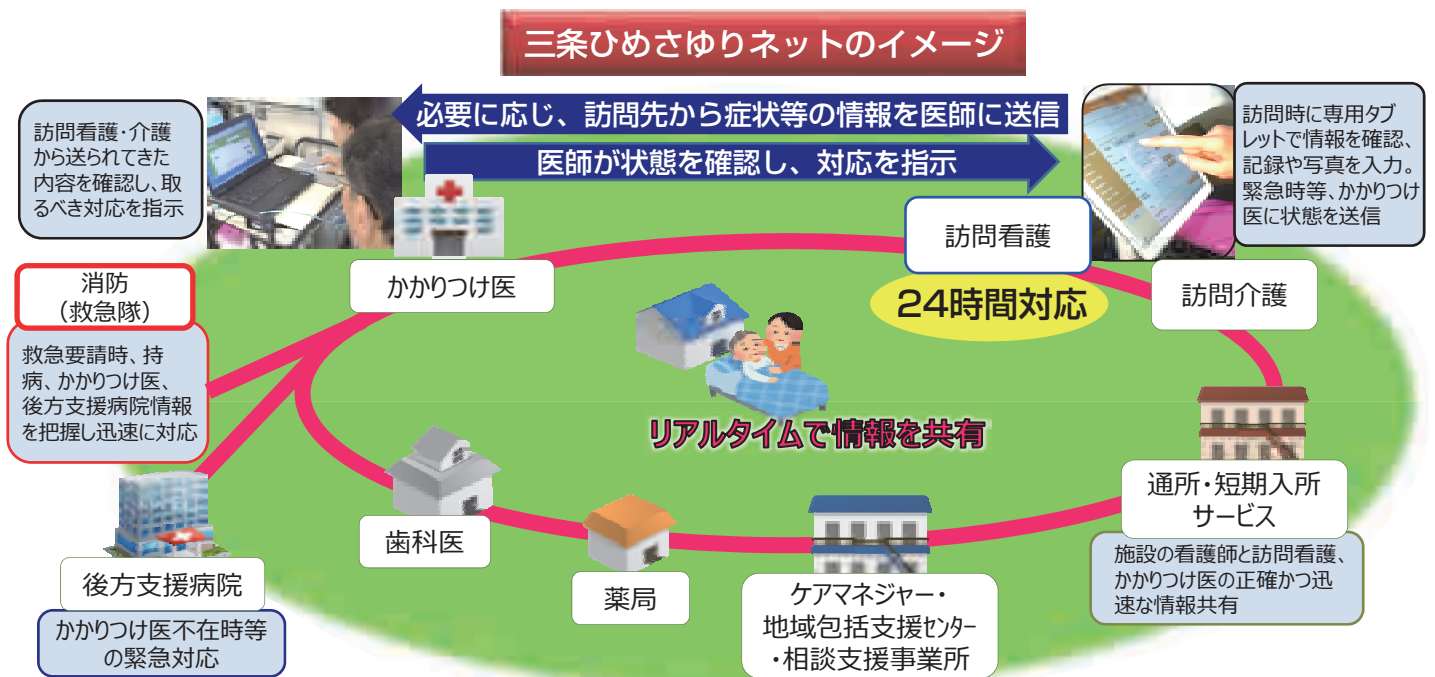
基本目標2

在宅医療・介護の連携を図るための体制強化

いつまでも在宅で安心して暮らし続けることができるようにするため、限られた医療資源を、在宅生活を支える多職種の連携により補完し、切れ目のない効率的・効果的なケアを提供する体制を更に強化していきます。

1 ICTを活用した医療・介護情報共有ネットワークの拡充

情報通信技術（ICT）を活用した情報共有ネットワーク（三条ひめさゆりネット）により、医療、介護の支援関係機関が在宅で療養する方の情報を共有しながら、包括的なケアを提供できる体制を拡充します。



2 圏域単位の多職種連携の強化

地域包括支援センターが開催する個別ケア会議、圏域地域ケア会議を活用し、多職種が互いの専門分野を理解し、顔の見える関係と日常的な相談・協働体制を構築します。

3 入退院に係る病院と地域との切れ目のない支援のための仕組みづくり

入院しても安心して在宅療養生活に戻ることができるよう、病院と地域包括支援センター、ケアマネジャー等の地域の支援関係者が連絡を取り合い、患者の情報を共有し、病院と地域で切れ目のない支援をするための連携の仕組みを構築します。

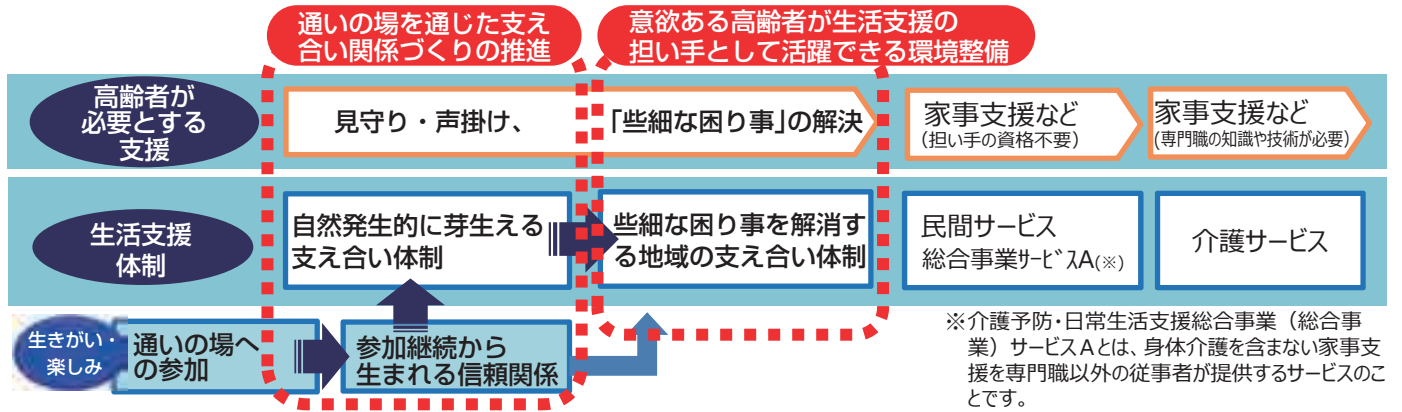
4 市民への啓発の強化

市民が在宅生活を支えるサービスや制度等についての認識を深め、支援が必要となっても住み慣れた地域での在宅医療・介護を選択できるようにするため、それらに関する情報提供や意識啓発を行います。

基本目標3

住民主体の生活支援体制の整備

一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加に対応し、日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、地域住民同士の支え合いを基本としつつ、必要な支援を受けることができるよう、重層的な生活支援体制を整備します。



1 通いの場を通じた支え合い関係づくりの推進

高齢者も含め住民が定期的集まる「通いの場」の立ち上げや継続の支援を行い、通いの場への参加継続から自然に芽生える支え合いの関係づくりを推進します。

2 意欲のある高齢者が生活支援の担い手として活躍できる環境整備

セカンドライフ応援ステーションを中心に、意欲ある高齢者が様々な生活支援の担い手として活躍できる仕組みを整備し、支援ニーズとのマッチングや人材育成等を推進します。



3 地域に合った生活支援体制の強化

新たに「(仮称)地域連携センター」に生活支援コーディネーターを配置し、「セカンドライフ応援ステーション」の生活支援コーディネーターや社会福祉協議会等と連携しながら、地域ごとの資源や課題を把握した上で、地域住民と共に地域に合った生活支援体制づくりを行います。



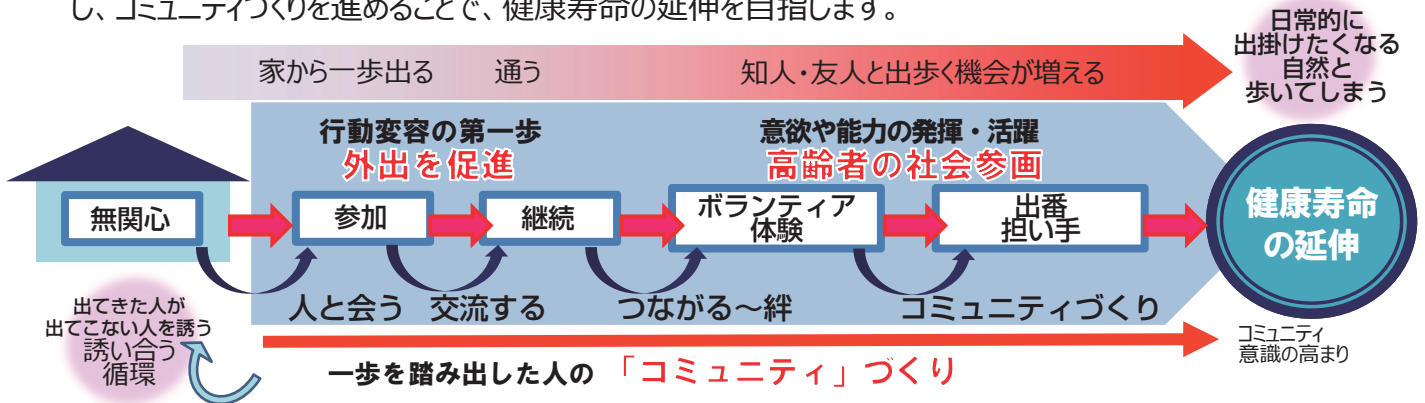
基本目標4

介護予防の充実及び自立支援・重度化防止の推進

要介護状態の予防や悪化を防止するため、生きがいを持ち活動的に生活を営むことができる環境の整備や地域づくりを推進し、高齢者等の生活機能全体の向上を図ります。

1 外出機会や社会参画機会の拡大

イベントや通いの場などへの外出、趣味活動やボランティアなどへの参画を通じて、日常的な活動を促し、コミュニティづくりを進めることで、健康寿命の延伸を目指します。

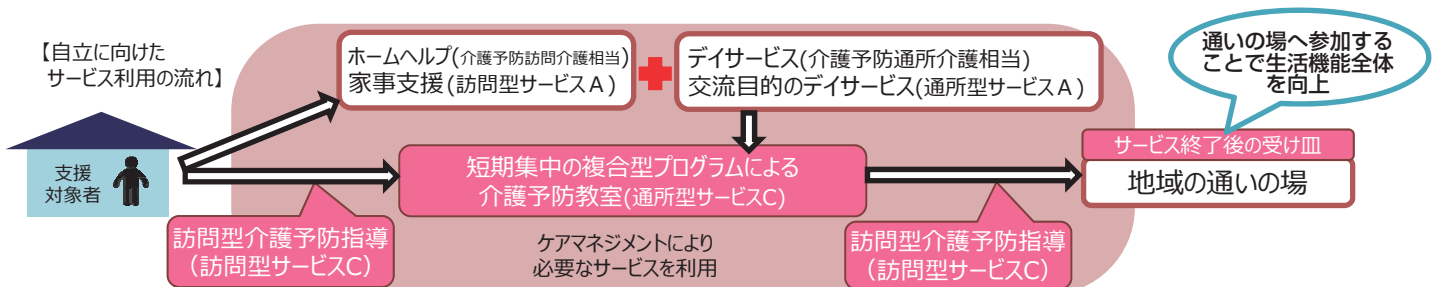


2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

要支援相当の方を対象にした介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・通所型サービス等)の充実に加え、65歳以上の方全員が対象となる一般介護予防事業(さんちゃん健康体操等)の内容を充実させ、多様なニーズに応じたサービスを提供します。

3 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実

リハビリテーションの専門的知見を活用し自立を基本としたケアマネジメントの実施体制を充実させ、生活機能の低下が見られた方が様々なサービスを活用しながら、介護予防や健康づくりに取り組むことで、自立した生活が継続できるように支援します。



4 専門的知見を活用した介護予防事業の充実

「さんちゃん健康体操」や「ちょこっと筋トレ」の普及を一層推進します。また、リハビリテーションの専門的知見を取り入れた介護予防に効果的なレクリエーションを普及するサポーターを養成(さんちゃん健康体操サポーターのステップアップ)し、地域の通いの場等での取組を進めることで介護予防事業の充実を図ります。

5 医療・介護データの分析に基づく効果的な取組の研究

新潟大学との共同研究事業により介護予防や健康づくりに効果のある取組を研究します。

基本目標5

認知症施策の推進

「認知症になっても暮らしやすい三条市」を目指し、認知症の容態に応じて適時、適切な医療や介護等につながるための支援体制を整備するとともに、認知症の方の介護者への支援の充実を図ります。また、地域全体で認知症の方を見守る地域づくりを進めます。

1 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等の提供

認知症の方やその疑いのある方が、容態に応じて早期に適切な医療や介護サービスが受けられるよう、専門職が個別に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動を拡充し、支援体制を強化します。

また、働き盛りの現役世代が発症する若年性認知症について、早期の診断から相談へと適切な支援につながるよう、その症状や相談窓口について広く周知を図ります。

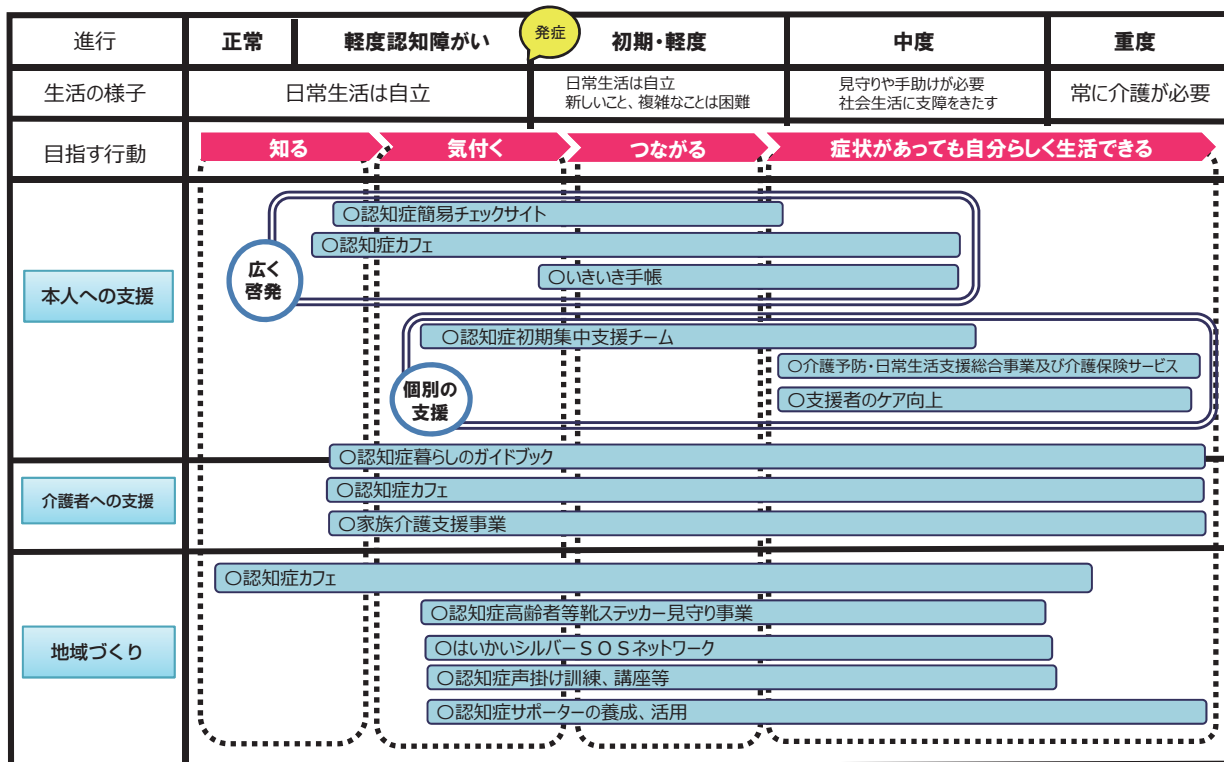
2 認知症の方の介護者への支援の充実

生活と介護の両立を支援し、認知症の方の介護者の精神的負担の軽減を図るため、「認知症カフェ」について、日常生活の中で誰もが気軽に立ち寄れる場所へも開催場所を拡大するとともに、ニーズに合わせた形のカフェを実施します。

3 認知症に対する理解促進による見守り体制の構築

認知症の方を地域全体で支えることを目指し、小中学生を含めた幅広い世代の認知症サポーターを養成します。また、サポーターが地域で活躍できるよう、フォローアップ講座の内容を充実させるとともに、セカンドライフ応援ステーションによる認知症支援に関するボランティア情報の提供などの取組を進めます。

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方を見守る地域づくりを進めるとともに、行方不明になるおそれがある方の介護者や地域の支援者に対し、連絡や搜索の手順を話し合うなど有事に備えることの必要性について啓発します。



4 成年後見制度の利用促進

成年後見制度に関する様々な相談に対応できるよう、社会福祉法人等と連携し、支援のネットワークを構築します。また、高齢者のみならず制度の利用を必要とする方が速やかに利用することができるよう、市民へ制度を周知し、その普及と理解促進を図ります。

5 高齢者虐待の防止

虐待の早期発見、高齢者と養護者への適切な支援や介入を実施するため、介護関係職員の知識や観察力の向上、支援関係者間で協働するネットワークの構築を図ります。

基本目標6

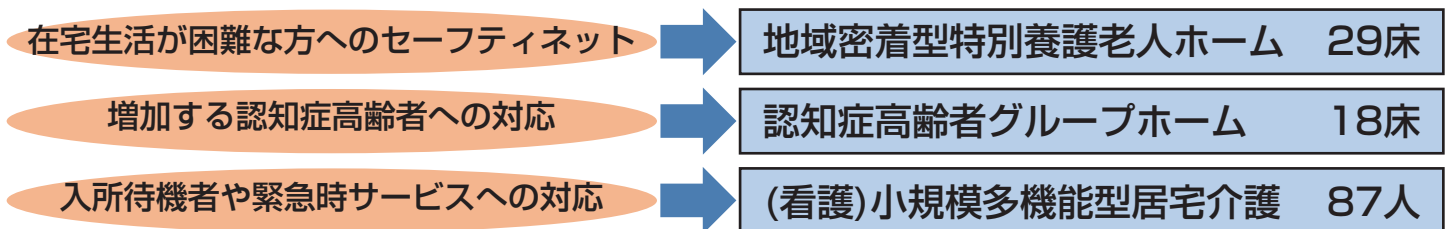
安定した介護保険サービスの充実

安定した介護保険事業を運営するため、利用者のニーズを把握し、長期的視点に立った施設整備を進めるとともに、在宅生活の継続に必要なサービスを拡充するなど事業を適正かつ円滑に実施します。

1 介護保険サービスの拡充

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指す地域包括ケアの考え方を踏まえ、在宅生活が困難な高齢者や施設入所の待機者に対するサービスを確保するため、居宅サービスや地域密着型サービスの拡充を図り、長期的な視点に立った施設整備を進めていきます。

【介護保険サービスの基盤整備計画】



2 介護給付等適正化の推進

公平・公正な要介護認定を実施するとともに、受給者が真に必要な過不足のないサービスが事業者から適切に提供されるよう取組を進めます。

3 在宅介護を支援するサービスの充実

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、本人やその介護者に対して福祉サービスなどを提供するとともに、ニーズを踏まえたサービスの提供内容の充実に努めます。

《実施事業》

- ◆紙おむつ購入費助成事業
- ◆訪問理美容サービス助成事業
- ◆介護手当支給事業
- ◆家族介護支援事業
- ◆緊急通報装置等貸与事業
- ◆高齢者住宅整備補助事業

介護保険料（65歳以上）

標準給付費及び地域支援事業費の見込額等から算定される65歳以上の方（第1号被保険者）の基準月額保険料は5,408円となります。

第6期(平成27～29年度)
基準月額保険料 5,305円



第7期(平成30～32年度)
基準月額保険料 5,408円

【所得段階別の保険料額(第1号被保険者)】

| 所得段階 | 負担割合 | 対象者 | | 年額保険料※ |
|----------------|-----------------------|--------------------------------|---|----------|
| 第1段階 | 基準額×0.5 (基準額×0.45) | 世帯全員が 市民税非課税 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方 | 29,200円 |
| 第2段階 | 基準額×0.65 | | 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方 | 42,200円 |
| 第3段階 | 基準額×0.7 | | 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方 | 45,400円 |
| 第4段階 | 基準額×0.9 | 本人が 市民税非課税 世帯員が 市民税課税 | 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方 | 58,400円 |
| 第5段階 (基準段階) | 基準額×1.0 | | 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 | 64,900円 |
| 第6段階 | 基準額×1.3 | 本人が 市民税課税 | 本人の合計所得金額が120万円未満の方 | 84,400円 |
| 第7段階 | 基準額×1.4 | | 本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 90,900円 |
| 第8段階 | 基準額×1.6 | | 本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 103,800円 |
| 第9段階 | 基準額×1.7 | | 本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 110,300円 |
| 第10段階 | 基準額×1.75 | | 本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 113,600円 |
| 第11段階 | 基準額×1.8 | | 本人の合計所得金額が600万円以上の方 | 116,800円 |

※年額保険料＝基準月額保険料額×12月×負担割合(100円未満四捨五入)

●低所得者の保険料の軽減強化

- ・第1段階の保険料負担割合は、国の政策により平成27年度から軽減されています。
- ・平成31年度からの第1段階、第2段階の保険料は、更に軽減される予定です。

65歳以上(第1号被保険者)の方への介護保険料の通知について

平成30年度の介護保険料は、特別徴収(年金天引き)又は普通徴収(納付書・口座振替)の2通りの方法により徴収します。
平成29年の所得が6月に確定するため、普通徴収は4月から6月、特別徴収は4月・6月・8月に納めていただく額は平成29年度の保険料額により算定した仮の金額です。
平成30年度の見直し後の年額保険料は、7月に確定します。

※ 本計画内の平成31年以降の元号表記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものとします。

お問合せ先

三条市 福祉保健部 高齢介護課

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電話:(0256)34-5472(直通) FAX:(0256)32-0028